

平成29年3月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
外務大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

日本政府が国連での核兵器禁止条約交渉会議に代表を参加させ、  
条約実現に向けて努力することを求める意見書

核兵器廃絶は、被爆国日本だけでなく世界中の人々の願いに広がっています。国連では昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を、2017年に招集する決議（『多国間核軍備撤廃交渉の前進』）が賛成多数（賛成113、反対35、棄権13）で採択されました。交渉会議は本年3月と6月～7月に国連本部で開かれます。

これは核兵器廃絶に向けての大きな前進であり、核兵器禁止条約の交渉が進めば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力を持つ協定（条約）によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道が開かれることとなります。

今、核保有国の拡散、核兵器破壊力の著しい向上、兵器の小型化、運搬や発射手段の多様化、何よりも15,000発を超える核兵器の存在は人類生存の最大の脅威となっており、一刻も早く地球上から無くさなければなりません。

日本政府もこの大義を重んじ、世界唯一の被爆国としての立場をもって、国連での核兵器禁止条約会議に臨み、条約成立に向けて大いなる努力を重ねられることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。